

第22回社会保障審議会	資料1-3
平成23年8月29日	

社会保障・税番号大綱(概要)
(6月30日取りまとめ)

1. 番号制度導入の趣旨

背景

- ▶ 少子高齢化(高齢者の増加と労働力人口の減少)
- ▶ 格差拡大への不安
- ▶ 情報通信技術の進歩
- ▶ 制度・運営の効率性、透明性の向上への要請
- ▶ 負担や給付の公平性確保への要請

課題

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤がないため、

- ▶ 税務署に提出される法定調書のうち、名寄せが困難なものについては活用に限界
- ▶ より正確な所得・資産の把握に基づく柔軟できめ細やかな社会保障制度・税額控除制度の導入が難しい
- ▶ 長期間にわたって個人を特定する必要がある制度の適正な運営が難しい(年金記録の管理等)
- ▶ 医療保険などにおいて関係機関同士の連携が非効率
- ▶ 養子縁組による氏名変更を濫用された場合に個人の特定が難しい等

番号導入

理念

- より公平・公正な社会の実現
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会の実現
- 行政に過誤や無駄のない社会の実現
- 国民にとって利便性の高い社会の実現
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現

効果

- ▶ 番号を用いて所得等の情報の把握とその社会保障や税への活用を効率的に実施
- ▶ 真に手を差し伸べるべき人に対しての社会保障の充実
- ▶ 負担・分担の公正性、各種行政事務の効率化が実現
- ▶ IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを国・地方で連携協力しながら整備し、国民生活を支える社会的基盤を構築
- ▶ ITを活用した国民の利便性の更なる向上も期待

現在

2. 番号制度で何ができるのか

(1) よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- ▶ 「総合合算制度(仮称)」の導入
- ▶ 高額医療・高額介護合算制度の現物給付化
- ▶ 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止

(2) 所得把握の精度の向上等の実現

(3) 災害時における活用

- ▶ 災害時要援護者リストの作成及び更新
- ▶ 災害時の本人確認
- ▶ 医療情報の活用
- ▶ 生活再建への効果的な支援

(4) 自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコン等から入手できる

- ▶ 各種社会保険料の支払や、サービスを受けた際に支払った費用(医療保険・介護保険等の費用、保育料等)の確認
- ▶ 制度改正等のお知らせ
- ▶ 確定申告等を行う際に参考となる情報の確認

(5) 事務・手続の簡素化、負担軽減

- ▶ 所得証明書や住民票の添付省略
- ▶ 医療機関における保険資格の確認
- ▶ 法定調書の提出に係る事業者負担の軽減

(6) 医療・介護等のサービスの質の向上等

- ▶ 継続的な健康情報・予防接種履歴の確認
- ▶ 乳幼児健診履歴等の継続的把握による児童虐待等の早期発見
- ▶ 難病等への医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる
- ▶ 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易となる
- ▶ 介護保険被保険者が異動した際、異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる
- ▶ 各種行政手続における診断書添付の省略
- ▶ 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化

3. 番号制度に必要な3つの仕組み

付番 新たに国民一人ひとりに、唯一無二の、民・民・官で利用可能な、見える「番号」を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み

情報連携 複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を活用する仕組み

本人確認 個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主であることを証明するための本人確認(公的認証)の仕組み

4. 安心できる番号制度の構築

- ▶ 国家管理(一元管理)への懸念
- ▶ 名寄せ・突合により集積・集約された個人情報への漏えい等の危険性への懸念
- ▶ 不正利用による財産その他の被害発生への懸念

制度上の保護措置

- ・ 第三者機関の監視
- ・ 法令上の規制等措置(目的外利用の制限、閲覧・複写の制限、告知要求の制限、守秘義務等)
- ・ 罰則強化 等

システム上の安全措置

- ・ 「番号」に係る個人情報の分散管理
- ・ 「番号」を用いない情報連携
- ・ 個人情報及び通信の暗号化
- ・ アクセス制御 等

住民基本台帳ネットワークシステム最高裁合憲判決(最判平成20年3月6日)を踏まえた制度設計

5. 今後のスケジュール

番号制度の導入時期については、制度設計や法案の成立時期により変わり得るものであるが、以下を目標とする。

- ▶ H23年秋以降 可能な限り早期に番号法案及び関係法案の国会提出
- ▶ 法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置
- ▶ H26年6月 個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付
- ▶ H27年1月以降 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用開始
- ▶ H30年を目標に利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを引き続き検討

○番号法の構成(イメージ)

I 基本理念

II 個人に付番する「番号」

➢ 「番号」の付番、変更、失効

III 「番号」を告知、利用する手続

➢ 年金分野

・国民年金及び厚生年金保険、確定給付年金及び確定拠出年金、共済年金、恩給等の被保険者資格に係る届出、給付の受給及び保険料に関する手続

➢ 医療分野

・健康保険(国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に関する短期給付を含む)及び国民健康保険法等の被保険者資格に係る届出、保険料に関する手続
 ・母子保健法、児童福祉法等による医療の給付の申請、障害者自立支援法による自立支援給付の申請に関する手続

➢ 介護保険分野

・介護保険の被保険者資格に係る届出、保険給付の受給、保険料に関する手続

➢ 福祉分野

・児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害給付金等の支給申請に関する手続
 ・生活保護の申請や各種届出に関する手続
 ・母子寡婦福祉資金貸付、生活福祉資金貸付の申請に関する手続

➢ 労働保険分野

・雇用保険の被保険者資格に関する届出、失業等給付の受給、公共職業安定所への求職申込、労災保険給付の支給に関する手続

➢ 税務分野

・国税又は地方税に関する法令若しくは地方税に関する法令に基づく条例の規定により税務署長等又は地方公共団体に提出する書類への記載及びこれに係る利用
 ・国税又は地方税に関する法令若しくは地方税に関する法令に基づく条例の規定に基づき、税務職員等又は地方公共団体の職員等が適正かつ公平な国税又は地方税の賦課及び徴収のために行う事務に係る利用

➢ その他

・社会保障及び地方税の分野の手続のうち条例に定めるもの
 ・災害等の異常事態発生時の金融機関による預金等の払戻し等に係る利用

IV 「番号」に係る個人情報

➢ 番号
 ➢ 左記Ⅲに掲げる手続のために保有される個人情報

V 「番号」に係る本人確認等の在り方

➢ 本人確認及び「番号」の真正性確保措置
 ➢ 「番号」のみで本人確認を行うことの禁止

VI 「番号」に係る個人情報の保護及び適切な利用に資する各種措置

➢ 「番号」の告知義務、告知要求の制限、虚偽告知の禁止
 ➢ 閲覧、複製及び保管等の制限
 ➢ 委託、再委託等に関する規制
 ➢ 守秘義務、安全管理措置義務
 ➢ 「番号」に係る個人情報へのアクセス及びアクセス記録の確認
 ➢ 代理の取扱い
 ➢ 情報保護評価の実施

VII 「番号」を生成する機関

➢ 組織形態(地方共同法人)
 ➢ 市町村への「番号」の通知
 ➢ 情報保有機関との関係(情報保有機関は番号生成機関に対し、基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)の提供を求めることができること。)

VIII 情報連携

➢ 「番号」に係る個人情報の提供等(情報連携基盤を通じて情報の提供が行われること。)
 ➢ 情報連携の範囲
 ➢ 住基ネットの基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)との同期化
 ➢ 情報連携基盤の運営機関

IX 自己情報の管理に資するマイ・ポータル

➢ 設置、機能、運営機関(情報連携基盤の運営機関と同一の機関とする)

X マイ・ポータルへのログイン等に必要なICカード

➢ 交付
 ➢ 公的個人認証サービスの改良

XI 第三者機関

➢ 設置等(内閣総理大臣の下に委員会を置く)
 ➢ 権限、機能(調査、助言、指導等)

XII 罰則

➢ 行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員等を主体とするもの
 ➢ 行政機関の職員等以外も主体となり得るもの
 ➢ 委員会の委員長等に対する守秘義務違反

XIII 法人等に対する付番

➢ 付番、変更、通知
 ➢ 検索及び閲覧(法人等基本3情報(商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号)に係る検索、閲覧サービスの提供)
 ➢ 「法人番号」の適切な利用に資する各種措置
 ➢ 法人等付番機関(国税庁)

○情報の機微性に応じた特段の措置

➢ 医療分野等における個人情報保護法の特別法を整備(医療分野等の特に機微性の高い医療情報等の取扱いに関し、個人情報保護法又は番号法の特別法として、特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備。)

社会保障と税の一体改革の
今後の検討の進め方について

子ども・子育て新システムの実現

社会保障と税の一体改革成案における該当部分の抜粋

○ 社会保障改革の具体策、工程及び費用試算(抜粋)

A 充実(金額は公費(2015年))

B 重点化・効率化(金額は公費(2015年))

○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴う地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化

- ・ 0～2歳児保育の量的拡充・体制強化等(待機児童の解消)
- ・ 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の実現)
- 3歳未満児の保育の利用率
2010年 23%→2014年 35%(2017年 44%)
- ・ 総合的な子育て支援(家庭や地域における養育の支援)の充実
- ・ 放課後児童クラブの拡充
- 放課後児童クラブの利用児童数
2010年 81万人→2014年 111万人
- ・ 社会的養護の充実
- 女性の就業率の向上 ☆
- 保育等の従業者の増加 ☆
- 女性(25～44歳)の就業率
2009年 66% → 2020年 73%
- ・ 制度・財源・給付について包括的・一元的な制度を構築

- ・ 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入促進 ☆
[質を確保するための基準と併せて質の改善を図る]
- ・ 幼稚園などの既存施設の有効活用や、小規模保育、家庭的保育などの多様な保育の推進
- ・ 国及び地方における実施体制の一元化
(「子ども家庭省(仮称)」の創設等)

充実計 **0.7兆円程度**
(2015年) ※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討

重点化・効率化計
(2015年) —

➡ 上記を踏まえ、新システムの具体案を早期に取りまとめ、税制抜本改革とともに早急に法案を提出。
主な検討の場の検討事項、最近の開催状況、今後のスケジュールは以下のとおり

【子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(基本制度WT等)】

- 主な検討事項 ・ 子ども・子育て新システムの全体像、具体的な制度設計(すべての子ども・子育て家庭への支援の仕組み、幼保一体化、子ども・子育て会議、費用負担など)
- 最近の開催状況 ・ 昨年9月より検討を進め、本年7月に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」を決定した。
- 今後のスケジュール ・ 今後、WTにおいて、費用負担の在り方など残された検討課題について検討を進める。

医療・介護改革①

～診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備～

社会保障と税の一体改革成案における該当部分の抜粋

○ 社会保障改革の具体策、工程及び費用試算(抜粋)

	A 充実(金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化(金額は公費(2015年))
Ⅱ 医 療 ・ 介 護 等 ①	○ 地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化 ～診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備～	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院・病床機能の分化・強化と連携(急性期医療への医療資源の集中投入、亜急性期・慢性期医療の機能強化等による入院医療の機能強化、精神保健医療の改革、医師の偏在是正、地域間・診療科間の偏在の是正、予防対策の強化等) ・ 在宅医療の充実等(診療所等における総合的な診療や在宅療養支援機能の強化・評価、訪問看護等の計画的整備等) (8,700億円程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平均在院日数の減少等 (▲4,300億円程度) ・ 外来受診の適正化等(生活習慣病予防、医療連携、ICT、番号、保険者機能の強化等) (▲1,200億円程度) ・ ICTの活用による重複受診・重複検査、過剰な薬剤投与等の削減
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステムの構築等在宅介護の充実、ケアマネジメントの機能強化、居住系サービスの充実 等 ・ 施設のユニット化 (2,500億円程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防・重度化予防 ・ 介護施設の重点化(在宅への移行) (▲1,800億円程度)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の重点化に伴うマンパワー増強 ☆ (2,400億円程度) 	



・上記を踏まえ、診療報酬・介護報酬の体系的見直しについては、平成24年度以降順次実施。
また、基盤整備のための一括的な法整備については、平成24年を目途に法案を提出。

・主な検討の場の検討事項、最近の開催状況、今後のスケジュールは以下のとおり。

【社会保障審議会医療部会】

- 主な検討事項 ・病院・病床の機能、地域における医療機関間や医療・介護間の連携、医療計画、在宅医療の推進 等
- 最近の開催状況 ・昨年10月より、計9回開催され、病床区分の在り方などの議論が行われている。直近では7月20日に開催。
・本年7月に一体改革成案について報告。
- 今後のスケジュール ・引き続き議論を進め、年内を目途に制度改革案及び診療報酬改定の基本方針をとりまとめる予定。

【社会保障審議会医療保険部会】

- 主な検討事項 ・一体改革成案の内容の具体化と診療報酬改定の基本方針について議論を行う。
- 最近の開催状況 ・本年7月に一体改革成案について報告。
- 今後のスケジュール ・引き続き議論を進め、年内を目途に診療報酬改定の基本方針をとりまとめる予定。

【中央社会保険医療協議会】

- 主な検討事項 ・診療報酬改定の基本方針に基づき、医療と介護の連携、医療機能の分化、基本診療料のあり方、慢性期入院医療のあり方、病院勤務医等の負担軽減等に関して、診療報酬点数の改定案の審議を行う。
- 最近の開催状況 ・平成22年改定以降、概ね月2回程度のペースで審議を実施。
- 今後のスケジュール ・社会保障審議会から示される改定の基本方針を受け、改定に向けた議論を進める。

【社会保障審議会介護保険部会・介護給付費分科会】

- 主な検討事項 ・地域包括ケアシステムの構築等在宅介護の充実、ケアマネジメントの機能強化、居住系サービスの充実等
- 最近の開催状況 ・介護保険部会において、これらの議題について議論し、昨年11月に「介護保険制度の見直しに関する意見」をとりまとめ。
・それを受けた介護保険法等の改正により、24時間定期巡回・随時対応型サービス等を創設（平成24年4月施行）
・介護給付費分科会は、本年4月より、計7回開催し、新設するサービスの報酬の在り方、リハビリ・軽度者への対応、認知症への対応等について議論。
- 今後のスケジュール ・引き続き、平成24年度改定に向けた議論を進めるとともに、必要な検討を行う。

医療・介護改革②

～医療保険制度改革及び介護保険制度改革～

社会保障と税の一体改革成案における該当部分の抜粋

○ 社会保障改革の具体策、工程及び費用試算(抜粋)

A 充実(金額は公費(2015年))

B 重点化・効率化(金額は公費(2015年))

○ 保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策

a 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化 (＝完全実施の場合▲1,600億円)

- ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
- ・ 市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化(低所得者保険料軽減の拡充等(～2,200億円程度))

※ 財政影響は、適用拡大の範囲、国保対策の規模によって変動

b 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化

- ・ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化(～1,300億円)
- ・ 介護納付金の総報酬割導入(完全実施すれば▲1,600億円)
- ・ 軽度者に対する機能訓練等重度化予防に効果のある給付への重点化

※ 財政影響は、機能強化と重点化の規模により変動

c 高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)と給付の重点化

- ・ 長期高額医療の高額療養費の見直し(長期高額医療への対応、所得区分の見直しによる負担軽減等)による負担軽減(～1,300億円程度)
- ・ 受診時定額負担等(高額療養費の見直しによる負担軽減の規模に応じて実施(病院・診療所の役割分担を踏まえた外来受診の適正化も検討)。例えば、初診・再診時100円の場合、▲1,300億円)ただし、低所得者に配慮。

※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動

d その他

- ・ 総合合算制度(番号制度等の情報連携基盤の導入が前提)
- ・ 低所得者対策・逆進性対策等の検討
- ・ 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し(医薬品に対する患者負担を、市販医薬品の価格水準も考慮して見直す)
- ・ 国保組合の国庫補助の見直し
- ・ 高齢者医療制度の見直し(高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど)